

報道資料

特殊法人、独立行政法人等における自動体外式除細動器（AED）の設置状況等に関する実態調査

参 考 資 料

平成 27 年 8 月 6 日

北海道管区行政評価局

(資料1) 自動体外式除細動器 (AED: Automated External Defibrillator) とは

- AEDとは、心臓が心室細動という不整脈を起こした時に、電気ショック (除細動) を与え、心臓の働きを正常な状態に戻すための医療機器
- AEDの使用は、医師、看護師、救命救急士等に限られていたが、平成16年7月から、厚生労働省の通知により、一般市民など非医療従事者によるAEDの使用が可能となった

(資料2)

「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正) (抜粋)

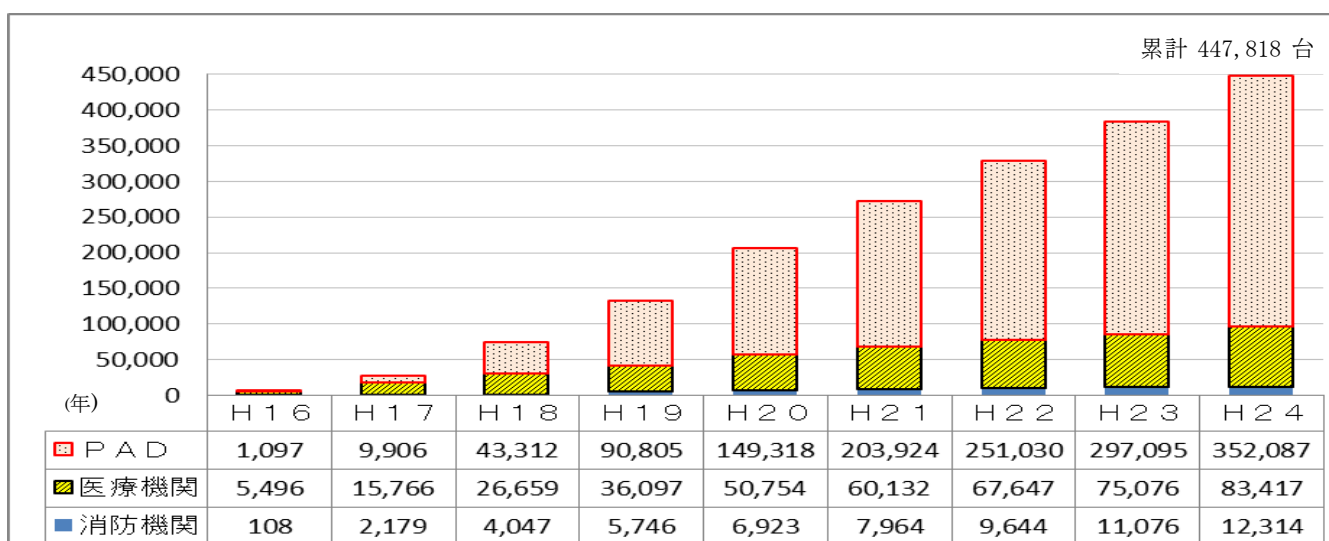
(非医療従事者によるAEDの使用について)

救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、医師法 (昭和23年法律第201号) 第17条違反にはならないものと考えられる。

(注) 下線は当局が付した。

(資料3) AEDの販売台数の推移 (累計)

(単位: 台)



(注) 循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告書「AEDの普及状況に係わる研究」(平成24年3月)に基づき当局が作成。平成24年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

(資料4)

心原性でかつ一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による心肺蘇生が行われたもの及び一般市民によるAEDを使用した除細動が行われたものの推移

(単位：件(人)、%)

区分	年	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25
心原性でかつ一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例 (A)		17,882	18,897	19,707	20,769	21,112	22,463	23,296	23,797	25,469
うち一般市民による心肺蘇生が行われたもの (B)		7,335	8,108	9,376	9,970	10,834	11,195	11,536	12,248	13,015
(B/A)		41.0	42.9	47.6	48.0	51.3	49.8	49.5	51.5	51.1
うち一般市民によるAEDを使用した除細動が行われたもの (C)		46	144	287	429	583	667	738	881	907
(C/A)		0.3	0.8	1.5	2.1	2.8	3.0	3.2	3.7	3.6
うち一般市民による心肺蘇生が行われなかったもの(不明を含む。) (D)		10,547	10,789	10,331	10,799	10,278	11,268	11,760	11,549	12,454
(D/A)		59.0	57.1	52.4	52.0	48.7	50.2	50.5	48.5	48.9

(注) 「平成 26 年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

(資料5)

心原性でかつ一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動が行われたものの1か月後の生存率及び1か月後の社会復帰率(平成 25 年)

(単位：症例、%)

心原性かつ一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例数	25,469 (a)	1か月後生存 (b) (生存率 b/a)	1か月後社会復帰 (c) (社会復帰率 c/a)
うち一般市民により除細動が実施された症例数	907 (100)	455 (50.2)	388 (42.8)
うち一般市民により除細動が実施されなかった(適応でなかった)症例数	24,562 (100)	2,580 (10.5)	1,587 (6.5)

(注) 1 「平成 26 年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)に基づき当局が作成。

2 社会復帰率とは、全身機能カテゴリー(OPC:脳及び脳以外の状態を類別し、身体全体としての機能を評価する分類)及び脳機能カテゴリー(CPC:脳に関する機能を評価する分類)が共に1(機能良好)又は2(中程度障害)であったものの割合である。

(資料6)

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）
（平成21年4月16日付け医政発0416001号薬食発0416001号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙 AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施して下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

(略)

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料7)

「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)

(略)

3 AEDの施設内での配置方法

(略)更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119番通報(心停止を認識し行動する)までに2、3分を要することが示されている。

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

(略)

6 AEDの使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあつたにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている。AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておく必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料8) 調査対象とした特殊法人、独立行政法人等一覧

区分	法人番号	法人名	機関番号	機関名	機関内施設等数
特殊法人	1	東日本電信電話株式会社	1	北海道事業部	1
			2	N T T 東日本札幌病院	1
	2	日本放送協会	3	札幌放送局	1
			4	函館放送局	1
			5	旭川放送局	1
			6	帯広放送局	1
			7	釧路放送局	1
			8	北見放送局	1
			9	室蘭放送局	1
	3	日本郵政株式会社	10	札幌通信病院	1
	4	日本郵便株式会社	11	かんぼの宿 小樽	1
	5	日本たばこ産業株式会社	12	北海道支社	1,211
	6	株式会社日本政策金融公庫	13	北海道支社	1
			14	札幌支店	1
			15	札幌北支店	1
			16	函館支店	1
17			小樽支店	1	
18			旭川支店	1	
19			室蘭支店	1	
20			釧路支店	1	
21			帯広支店	1	
22			北見支店	1	
7	株式会社日本政策投資銀行	23	北海道支店	3	
8	日本私立学校振興・共済事業団	24	北海道会館「札幌ガーデンパレス」	1	
9	放送大学学園	25	放送大学北海道学習センター	2	
10	日本年金機構	26	北海道ブロック本部	19	
11	日本中央競馬会	27	札幌競馬場	1	
		28	函館競馬場	1	
		29	ウインズ札幌	2	
		30	ウインズ釧路	1	
		31	日高育成牧場	1	
12	株式会社商工組合中央金庫	32	札幌支店	1	
		33	函館支店	1	
		34	帯広支店	2	
		35	旭川支店	1	
13	北海道旅客鉄道株式会社	36	北海道旅客鉄道株式会社	121	
14	日本貨物鉄道株式会社	37	北海道支社	24	
15	東日本高速道路株式会社	38	北海道支社	108	
16	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	39	北海道P C B 処理事業所	3	
独立行政法人	17	北方領土問題対策協会	40	札幌事務所	5
	18	国際協力機構	41	北海道国際センター（札幌）	1
			42	北海道国際センター（帯広）	1
	19	国立青少年教育振興機構	43	国立大雪青少年交流の家	1
			44	国立日高青少年自然の家	1
	20	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	45	大樹航空宇宙実験場	1
	21	日本学生支援機構	46	北海道支部	1
	22	国立高等専門学校機構	47	函館工業高等専門学校	1
			48	苫小牧工業高等専門学校	1
			49	釧路工業高等専門学校	1
			50	旭川工業高等専門学校	1
	23	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	51	幌延深地層研究センター	7
	24	勤労者退職金共済機構	52	建設業退職金共済事業本部北海道支部	1
			53	清酒製造業退職金共済事業本部北海道支部	1
54			林業退職金共済事業本部北海道支部	1	
25	高齢・障害・求職者雇用支援機構	55	北海道支部	7	
26	労働者健康福祉機構	56	北海道中央労災病院	1	
		57	北海道中央労災病院せき損センター	1	
		58	釧路労災病院	1	
		59	北海道産業保健総合支援センター	1	
		60	釧路労災看護専門学校	1	

区分	法人番号	法人名	機関番号	機関名	機関内施設等数	
独立行政法人	27	国立病院機構	61	北海道がんセンター	1	
			62	北海道医療センター	1	
			63	北海道医療センター附属札幌看護学校	1	
			64	函館病院	1	
			65	旭川医療センター	1	
			66	帯広病院	1	
			67	八雲病院	1	
	28	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	68	薬用植物資源研究センター北海道研究部	1	
	29	地域医療機能推進機構	69	北海道病院	1	
			70	札幌北辰病院	1	
	30	農林水産消費安全技術センター	71	登別病院	1	
			72	札幌センター	2	
	31	種苗管理センター	73	北海道中央農場	2	
			74	胆振農場	1	
			75	十勝農場	1	
	32	家畜改良センター	76	新冠牧場	1	
			77	十勝牧場	1	
	33	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	78	北海道農業研究センター	3	
			79	動物衛生研究所北海道支所	1	
	34	国立研究開発法人森林総合研究所	80	北海道支所	1	
			81	林木育種センター北海道育種場	1	
			82	森林整備センター東北北海道整備局札幌水源林整備事務所	1	
	35	国立研究開発法人水産総合研究センター	83	北海道区水産研究所	16	
	36	農畜産業振興機構	84	札幌事務所	1	
	37	国立研究開発法人産業技術総合研究所	85	北海道センター	2	
	38	製品評価技術基盤機構	86	北海道支所	1	
	39	日本貿易振興機構	87	北海道貿易情報センター	4	
	40	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	88	苫小牧東部国家石油備蓄基地事務所	1	
			89	北海道鉱害防止支援・地熱開発事務所	1	
	41	中小企業基盤整備機構	90	北海道本部	6	
	42	国立研究開発法人土木研究所	91	寒地土木研究所	3	
	43	海技教育機構	92	国立小樽海上技術学校	1	
	44	航空大学校	93	帯広分校	1	
	45	自動車検査独立行政法人	94	北海道検査部	7	
	46	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	95	鉄道建設本部北海道新幹線建設局	1	
	47	自動車事故対策機構	96	札幌主管支所	4	
	48	都市再生機構	97	札幌都市再生事務所	1	
	49	住宅金融支援機構	98	北海道支店	1	
	国立大学法人	50	北海道大学	99	札幌キャンパス	1
				100	函館キャンパス	1
				101	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション植物園	1
				102	北海道地区国立大学大滝セミナーハウス	1
				103	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション静内研究牧場	1
				104	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション七飯淡水実験所	1
				105	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部	1
				106	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林	1
				107	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション洞爺湖臨湖実験所	1
				108	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林	1
				109	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション白尻水産実験所	1
110				北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林	1	
111				北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所	1	
112				北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所	1	
113				北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部苫小牧研究林	1	

区分	法人番号	法人名	機関番号	機関名	機関内施設等数	
国立大学法人	50 (再掲)	北海道大学 (再掲)	114	北方生物圏フィールド科学センター生態系変動解析分野	1	
			115	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部檜山研究林	1	
			116	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション生物生産研究農場余市果樹園	1	
			117	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション忍路臨海実験所	1	
			118	文学研究科・文学部二風谷研究室	1	
			119	文学研究科・文学部斜里研究室	1	
			120	北農寮・ゲストハウスおしよろ	1	
			121	理学研究院附属地震火山研究観測センター有珠火山観測所	1	
	51	北海道教育大学	122	札幌校	2	
			123	函館校	1	
			124	旭川校	1	
			125	釧路校	1	
			126	岩見沢校	1	
			127	附属函館幼稚園	1	
			128	附属旭川幼稚園	1	
			129	附属札幌小学校	1	
			130	附属函館小学校	1	
			131	附属旭川小学校	1	
			132	附属釧路小学校	1	
			133	附属札幌中学校	1	
			134	附属函館中学校	1	
			135	附属旭川中学校	1	
			136	附属釧路中学校	1	
			137	附属札幌小学校・中学校特別支援学級	1	
			138	附属特別支援学校	1	
			52	室蘭工業大学	139	室蘭工業大学
	53	小樽商科大学	140	小樽商科大学	2	
	54	帯広畜産大学	141	帯広畜産大学	1	
	55	旭川医科大学	142	旭川医科大学	1	
	56	北見工業大学	143	北見工業大学	1	
			144	屈斜路研修所	1	
	57	東京大学	145	大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	1	
			146	大学院人文社会系研究科附属北海文化研究常呂実習施設	1	
	58	名古屋大学	147	太陽地球環境研究所ジオスペース研究センター母子里観測所	1	
			148	太陽地球環境研究所ジオスペース研究センター陸別観測所	1	
	59	京都大学	149	フィールド科学教育研究センター北海道研究林(標茶区)	1	
			150	フィールド科学教育研究センター北海道研究林(白糠区)	1	
	60	九州大学	151	農学部附属演習林北海道演習林	1	
61	日本司法支援センター	152	札幌地方事務所	1		
		153	函館地方事務所	3		
		154	旭川地方事務所	1		
		155	釧路地方事務所	1		
61法人のうち A E D設置46法人 A E D未設置15法人		155機関のうち A E D設置113機関 A E D未設置42機関		1,699施設のうち A E D設置258施設 A E D未設置1,441施設		合計 1,699施設

(資料9) AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A (平成21年4月16日) (抜粋)

・ 点検担当者の役割と配置について

Q1 AEDの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つめは、日常点検としてインジケータ(AEDが正常かどうかを示すランプや画面)によりAEDが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。(日常点検については、Q7～Q13をご参照下さい。) 二つめは、消耗品の管理として、AEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換することです。(消耗品の管理については、Q20～Q24をご参照下さい。)

Q2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AEDが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

(略)

・ 日常点検について

Q7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AEDは自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

(略)

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければならないですか。

A AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AEDを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

(略)

Q25 AEDの設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AEDは救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されているAEDの場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AEDの不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等には、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

(以下略)

(注) 厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

(資料 10)

厚生労働省のホームページにおける日常点検の実施やAEDの設置情報を財団へ登録することについての周知、要請状況

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED(自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケータ*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック(Paramedic) アイパッド(IPAD) シーユー(CU)	日本CUメディカル システム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフパック (LIFEPAK)	フィジオコントロール ジャパン株式会社	ライフパックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス エレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aedomron.co.jp/

＜AEDの設置情報登録のお願い＞

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索(一般財団法人日本救急医療財団)
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話：03-5253-1111(代表) 内線2751,2758
AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou/iryou/iyakuhin/aed/>
ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医薬品・医療機器
>AEDの点検をしていますか

(注) 厚生労働省のホームページから抜粋。下線は当局が付した。

(資料 11)

「寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について」（平成 26 年 12 月 18 日付け薬食安発 1218 第 1 号別記代表者宛て厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）

薬食安発 1218 第 1 号

平成 26 年 12 月 18 日

<別記>代表者殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発第 0927 第 6 号、薬食発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）により、適切な維持管理について周知徹底をお願いしているところです。

AEDについては、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、AEDが正しく作動しない可能性が指摘されています。

については、貴社が製造販売するAEDについて、AEDの設置者・購入者に対して、AEDの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守および適切な保管方法について、特に寒冷地については直ちに情報提供するようお願いいたします。

(注) 下線は当局が付した。

(資料 12)

「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」(平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改正) (抜粋)

(略)

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講義の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

(略)

別添1 自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例(分)
イントロダクション	コースの概説	救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する	15
	救命の連鎖の重要性	通報により口頭指導が得られることを理解する	
<u>心肺蘇生(実技)</u>	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸含む)が実施できる	10
	胸骨圧迫(心臓マッサージ)	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
<u>AEDの使用(実技)</u>	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ)	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
	指導者による使用方法の実際の呈示	AEDの使用方法与注意点を理解する	10
	AEDの実技	シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料13)

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号都道府県知事宛て消防庁次長通知)(抜粋)

(略)

4 住民に対する普及講習の種類

(1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種類別	主な普及項目	
普通救命講習	I	心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法(成人、小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	

(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3のとおりとする。

(略)

別表1 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。 2 自動体外式除細器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領
			口対口人工呼吸法
			シナリオに対応した心肺蘇生法
		AEDの使用法	165
	AEDの使用法		
	AEDの実技要領		
異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法		
合計時間			180

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

(資料 14)

調査対象法人における A E D の使用状況

(単位：機関、回、人)

区分 法人別	使用実績		使用結果		
	使用機関数	使用回数	救命	死亡	生死不明
特殊法人	4	11	7	2	2
独立行政法人	4	21	1	17	3
国立大学法人	2	4	1	2	1
合計	10	36	9	21	6

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成。

2 平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 4 月 30 日までの間における使用状況等である。

(資料 15)

A E D 設置情報の財団への登録の有無

法人が自ら設置又は管理 している A E D の台数	うち財団への登録の有無		
	うち財団に登録されてい る台数	うち財団に登録されて いない台数	うち財団への登録が不 明の台数
528 台 (100%)	196 台 (37.1%)	294 台 (55.7%)	38 台 (7.2%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 16)

A E D 設置情報が財団に登録されていない理由

A E D 設置情報が財団に登録されていない台数：294 台	回答数：延べ 312 台 (複数回答)
(理由)	
○ 登録の必要性を認識していなかった	154 台 (49.4%)
○ 一般市民が使用 (操作) することを想定していない	63 台 (20.2%)
○ 上部機関からの指示がなかった	15 台 (4.8%)
○ 登録手続を失念していた	14 台 (4.5%)
○ 前任者からの引継がなかった	11 台 (3.5%)
○ 一般市民への使用を想定していない	4 台 (1.3%)
○ その他の理由	51 台 (16.3%)

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は未登録台数 (294 台) と一致しない。

2 その他の理由は、「メーカーが登録申請していなかった」、「設置している複数の A E D のうち 1 台のみ登録すれば良いと思っていた。」などである。

(資料 17)

A E D 設置情報の公表の有無

法人が自ら設置又は管理 している A E D の台数	うち公表されている台数	
	うち公表されている台数	うち公表されていない台数
517 台 (100%)	254 台 (49.1%)	263 台 (50.9%)

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成。
 2 法人が自ら設置又は管理している A E D 528 台のうち、一般国民への使用を想定していない 11 台を除く。
 3 A E D 設置情報の公表方法は、自機関又は上部機関のホームページ、自機関の広報誌等及びその他の方法によるものである。

(資料 18)

A E D 設置情報が公表されていない理由

A E D 設置情報が公表されていない台数 : 263 台		回答数 : 延べ 305 台 (複数回答)
(理由)		
<input type="radio"/> 公表について検討していなかった	164 台 (53.8%)
<input type="radio"/> 一般市民が使用 (操作) することを想定していない	69 台 (22.6%)
<input type="radio"/> 上部機関からの指示がなかった	49 台 (16.1%)
<input type="radio"/> 前任者からの引継がなかった	3 台 (1.0%)
<input type="radio"/> その他の理由	20 台 (6.6%)

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は未公表台数 (263 台) と一致しない。
 2 () 内の構成比については、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。
 3 その他の理由は、「設置後間もないため」、「今後公表する予定」などである。

(資料 19)

日常点検の実施の有無

法人が自ら設置又は管理 している A E D の台数	うち日常点検を実施したとされているもの	
	うち日常点検を実施したとされているもの	うち日常点検が実施されていないもの
528 台 (100%)	433 台 (82.0%)	95 台 (18.0%)

- (注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 20)

日常点検が実施されていない理由

AEDの日常点検が実施されていない台数：95台		回答数：延べ115台（複数回答）
（理由）		
○ 日常点検の必要性を認識していなかった	53台	46.1%
○ 販売業者や修理業者と保守契約を結んでいる	21台	18.3%
○ 点検の方法が分からない	12台	10.4%
○ これまでに使用実績がない	10台	8.7%
○ 前任者からの引継がなかった	5台	4.3%
○ 上部機関からの指示がなかった	2台	1.7%
○ 以前は点検を実施していたが、長期間異常がないため、現在は未実施	1台	0.9%
○ その他の理由	11台	9.6%

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は日常点検を実施していない台数（95台）と一致しない。
 2 その他の理由は、「消耗品の定期交換に併せて実施している」、「消耗品の交換時期に、業者に連絡して消耗品の交換と点検を実施している」、「レンタルで設置しているため、日常点検は不要と考えていた」などである。

(資料 21)

日常点検として実施されている点検の頻度

日常点検を実施したとき れているAEDの台数	点検の実施頻度					
	毎日	隔日	週1回	月1回	年1回	その他
433台 (100%)	179台 (41.3%)	10台 (2.3%)	50台 (11.5%)	101台 (23.3%)	41台 (9.5%)	52台 (12.0%)

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成。なお、()内の構成比については、小数点第2位を四捨五入しているため、各構成比を合計した数値は100にならない。
 2 その他の頻度は、「保守センターから連絡があった時」、「不定期」、「リモート監視システムから異常メールがあった時」、「年数回」などである。

(資料 22)

日常点検の担当者の配置状況

法人が自ら設置又は管理しているAEDの台数	うち点検担当者が配置されているもの	うち点検担当者が配置されていないもの
	528台 (100%)	377台 (71.4%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 23)

日常点検の担当者が配置されていない理由

日常点検の担当者が配置されていない台数：151 台	回答数：延べ 156 台（複数回答）
（理由）	
○ 点検担当者を配置する必要性について認識していなかった	56 台（35.9%）
○ 点検する必要性を認識していなかった	30 台（19.2%）
○ 自機関の職員以外の者が点検を実施している	23 台（14.7%）
○ 上部機関からの指示がなかった	3 台（1.9%）
○ 前任者からの引継ぎがなかった	3 台（1.9%）
○ その他の理由	41 台（26.3%）

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は日常点検の担当者を配置していない台数（151 台）と一致しない。また、（ ）内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、各構成比を合計した数値は 100 にならない。

2 その他の理由は、「保守管理業者が遠隔で点検している」、「リースにより設置している」、「警備員が巡回の際に点検している」などである。

(資料 24)

日常点検の担当者の A E D の使用に関する講習の受講状況

日常点検の担当者が配置されている A E D の台数	うち講習を受講している担当者が点検を実施しているもの	うち講習を受講していない担当者が点検を実施しているもの
377 台（100%）	334 台（88.6%）	43 台（11.4%）

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 25)

A E D の設置環境

法人が自ら設置又は管理している A E D の台数	うち氷点下になる恐れのある場所に設置されているもの
528 台（100%）	6 台（1.1%）

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 26)

氷点下になる恐れのある場合の対策の実施状況

氷点下になる恐れのある場所に設置されている A E D の台数	冬期、夜間は別の場所に保管	保護材等を使用して保温	特段の対策を講じていない
6 台	2 台	1 台	3 台

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 27)

直近 3 年間の職員を対象とした講習実施の有無

AEDを自ら設置 又は管理している 特殊法人、独立行 政法人等の機関数	講習実施の有無		
	全ての施設において講習 を実施している機関数	一部の施設において講習 を実施していない機関数	全ての施設において講習 を実施していない機関数
113 機関(100%)	84 機関(74.3%)	8 機関(7.1%)	21 機関(18.6%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

(資料 28)

職員を対象とした講習を実施していない理由

職員を対象とした講習を実施していない機関数：29 機関		回答数：延べ 35 機関（複数回答）
(理由)		
○ 過去に実施したことがあるため不要と判断した	6 機関 (17.1%)
○ 上部機関からの指示がなかった	5 機関 (14.3%)
○ 業務多忙により職員の日程調整ができない	5 機関 (14.3%)
○ 職員数が少なく業務に支障があるため、受講機会を確保できない	3 機関 (8.6%)
○ 講習の必要性を認識していなかった	2 機関 (5.7%)
○ 前任者からの引継ぎがなかった	2 機関 (5.7%)
○ 警備員や施設管理者等特定の者が操作することになっている	2 機関 (5.7%)
○ 講習の実施方法が分からない	1 機関 (2.9%)
○ その他の理由	9 機関 (25.7%)

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は未実施機関数（29 機関）と一致しない。
 2 「その他の理由」の主なものとしては、「AEDを設置して間もないことから今後検討」、「講習に代えてAED取扱DVDを視聴」、「未受講者には外部講習会の情報提供を行っている」などである。